

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
1	第1章	計画策定の趣旨	P2	「アンコンシャス・バイアスを植え付けず」とありますが、その前の部分の「長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念を植え付けないこと」との関係（並列？例示？）が分かりづらいです。 ※にある定義はどこからの引用になりますでしょうか。 私の理解では、アンコンシャスバイアスは、広義には誰もが生まれ育った環境や経験を通して形成されるものであって、全てが否定されるべきものではなく、迅速な判断には有用なものもあると考えていますし、決してなくせるものではないと考えます。 「長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念を植え付けない」「誰もが有するアンコンシャス・バイアスに気づき、それが差別や偏見につながるものであれば押しつけないこと、自ら見直していくことが肝要」等趣旨であることと推察しますところ、それであるなら賛成です。 もう少し、その趣旨が伝わりやすいよう、表現方法がわかりやすいものとなるよう工夫が必要に感じました。 なお、資料1P66の「アンコンシャスバイアス」の使い方は理解しやすく感じました。	「長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、アンコンシャス・バイアスを植え付けず、押し付けない取組をとおして、男女ともに意識を変えていくことが重要です。」を「長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念を植え付けないこと、誰もが有するアンコンシャス・バイアスに気づき、それが差別や偏見につながるものであれば押しつけないこと、自ら見直していくことが重要です。」とします。 ※アンコンシャスバイアスの定義に関しては、「人が無意識に持っている偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与えるもの。」とします。

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
2	第1章	男女共同参画をめぐる動き	P4	第5次男女共同参画基本計画の動きについても、最新情報として触れておいた方がいように思いました。	④第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月制定） ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会を加えます。
3	第1章 第3章	重点プラン1	P4 P18. 19	男女平等の理解は進んでも、未だ意思決定の場に女性が少ない原因は、理解や意識の問題ではないということだと思います。また「男女の候補をできる限り均等となることを目指す(P4)」というあいまいさに問題があるようにも思います。固定観念にとらわれないことは理想ですが、現実的には固定観念を持ったままであろうと、男女共同参画を進めていく必要があると思います。不平等は慣習のせいではなく、制度の問題だという時期に来ていると感じます。 市民意識調査により弱点がわかったところで、その部分を啓発しながら、同時に制度でどう対応するかを考えることに重点をおき、それについて広く意見を求めることで理解を深めながら計画の趣旨の1つ「システムづくり」を市民参加型で進めるようにできれば、理想的だと思います。	男女共同参画の意識啓発を行いつつ、どう制度で対応するかを市民参加型で進める取組を検討します。

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
4	第3章	重点プラン2	P24	内容に「教職員への研修」とありますが、これはとても重要だと考えます。子どもたちへの人権等教育がこの教職員にかかっているとすると、最も重要な気がします。それはそれとして、子どもたちへの人権等教育は、別機関等から適した人材による方が良いように思います。	担当課である学校教育課に意見として伝えておきます。
5	第3章	重点プラン2 目標指標	P24. 25	近年、亀岡市でも保育園と幼稚園の両方の機能を持つ「認定こども園」への移行がなされている園がありますので「保育所（園）」「幼稚園」というくくりで分けるのがよいのかどうかと思いました。 ちなみに、担当省が違うとは言え、実際、保育所（園）と幼稚園の保育（教育）環境や保育（教育）内容においては違いがない中で、保育所（園）と幼稚園を区別する必要があるかどうか、就学前というひとくくりでもよいのではと少し思いました。	現状では、「保育所（園）」「幼稚園」で区別していますが、「認定こども園」への移行の状況によって、変更していきます。
6	第3章	重点プラン3	P28	施策13ポジティブアクションの推進は年1回情報提供となっていますが、これまで具体的にどのようなことが行われ、どのような成果が得られているのか知りたいです。	厚生労働省のチラシを配布するなどにとどまっていますが、これからは、ホームページや情報紙などでも情報発信していく予定です。
7	第3章	重点プラン6	P39	ハラスメントについて、「職場における」とありますが、ここでの取り組みは職場限定ということでしょうか。	ここでは重点的に職場におけるハラスメント防止の取組を行う意図があり、職場限定ということではありません。

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
8	第3章	重点プラン6	P40	【事業所】の四角囲みにある2点は、1点目の内容の後半と2点目の「迅速適切な対応」が、セクハラについて内容が重なっています。 そして、2点目はセクハラのみに限定していますが、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（※正確には「マタハラ」とは同義ではない。）、改正労働施策総合推進法の成立によりパワハラについても、雇用管理上の措置義務があります（パワハラについては中小企業は2022年3月までは努力義務）。また、「不利益変更の禁止」ではなく「不利益取扱いの禁止」かと思います。	「【事業所】 ・職場内のセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、方針の明確化・周知啓発、適切な相談体制の整備、迅速適切な対応、プライバシーの保護・不利益取扱いの禁止を必ず実施しましょう。※パワーハラスメントについて、中小企業は2022年3月まで努力義務。」とさせていただきます。
9	第3章	重点プラン7	P43	成果指標が現状98%、目標80%となっているのは、期間中に男女共同参画の意識は浸透しきっている（そのため講座自体の意義が下がるだろう）ということでしょうか。細かなことですが、疑問をいただきました。	「ゆう・あい地域講座」で男女共同参画の意識が深まったの割合が常に80%以上を目指すという認識です。
10	第3章	重点プラン10	P51	亀岡市パートナーシップ宣誓制度がまもなくされることはとても良いことと存じます。LGBTQ+の方々と相互に助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会を目指していきたいと私も思っております。	性のあり方について、パートナーシップ宣誓制度をとおして広めていきたいと考えます。
11	第3章	重点プラン12	P59	DVをゆるさない社会づくりのためには、方向性で言及されているように周囲の人々への暴力の気づきが重要だと思います。そのため、事業においても、直接的な被害者支援の充実のみならず、啓発的な事業も実施していただけたら、と思いました。	周囲の人々への気づきを促す啓発的な事業も視野に入れて実施していきます。

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
12	第3章	重点プラン14	P63	この計画の名称「ゆう・あい〜」について、「あなた」「私」「ゆう」「あい」の響きのいろいろな意味等、多くの思いが込められているようですが、男女共同参画計画の名称だとは思いつかない、何のことなのか分からないというのが私の名称に対する印象です。とはいえ、長年関わっている方々にとっては馴染み深いものがあるかもしれませんが。「男女共同参画計画」なるものがあるということを認知してもらうのであれば、一目瞭然、見ただけで、聞いただけでわかる名称だとよかったのかなと思いました。	長年引き継がれてきた名称ですが、分かりにくいという指摘はその通りだと思います。男女共同参画計画という文字を一緒に入れることで、市民に浸透するよう努めます。
13	第3章	重点プラン14	P63	市民からの意見募集（パブリックコメント）について、意見がなかったということは非常に残念です。男女共同参画事業の周知のためにも、本事態の検証と対策が必要と思いました。	ご指摘のとおり、今後事態の検証と対策を考えていく必要があると考えます。
14	第4章	強化取組事項	P68	強化取組1）啓発や教育は必要だと思いますが、特に「固定的な考えに縛られた年代や人」（アンケート等であぶりだされたならその方々）に向けてのワークショップなどおこなうのも効果的なように思います。また、役割分担賛成VS反対の意見交換会なども、おもしろそうです。	啓発や教育を進める中で、様々な意見を持った方々が集まり、お互いの意思を尊重したうえで、それらの意見を受け止められるようなワークショップなどが考えられると思います。
15				強化取組2）審議会参加者を男女半々にするのに10年は必要ないと思います。審議会に男性が参加する理由、女性が参加しない（できない）理由がわかればその部分を改善すればよいことのように思います。	理由は分かっているけど、男女ともにそうできない無意識の部分があるように思います。そこを丁寧に明確化することからはじめたいと思います。
16	第3章	個人や家庭の役割欄		これらはどこかで発表されたり周知されたりするものではないでしょうか。学校や会社のような組織への啓発はわかりやすいですが、家庭や個人に対しては難しいように思います。	男女共同参画計画を市のホームページで公開する他、ダイジェスト版を作成して、全戸配布をする予定です。また、セミナーやフォーラム開催時にも周知します。

No.	章	重点プラン	ページ	意見	対応
17	第3章	成果指標		情報提供がなされた回数などとなっているものが多いように思います。それを成果としてよいのかは疑問です。	ご指摘のとおり、数値目標を設定しようとする情報提供の回数といった成果になってしまいますが、回数はもとより情報提供の仕方などどのように効果があったかなどを評価できる仕組みを考えています。
18	第3章	実施計画全般		情報提供、啓発が多く、文字を見る限り一方通行な気がします。もちろん情報提供はとても重要ですが、双方向、意義のあるワークショップのような計画も増えるといいなと思います。	施策を実行する中で、そのようなワークショップを開催できるよう検討します。
19	第3章	目標指標		目標指標項目が絞り込まれたことにより、担当部署における事業の方向性に人的および経営資源を集中させることによる成果が生まれることを期待する。	成果が出せる実施計画を目指します。
20	第3章	評価方法		数値目標だけでは掴み切れない項目（内容）もあると思われるため、令和3年度の実績と（担当部署の）評価を元に単年度ごとに第三者による評価を行い、A～C等のランク付け（評価システム）を見直していけばよいのではないかと考えている。	令和3年度の実績と（担当部署の）評価を元に単年度ごとに第三者による評価を行えるようなシステムづくりを検討します。
21				11月26日の審議会で、本審議会のオンライン開催を検討いただくことになっていたかと思いますが、今回も実現されず残念です。	来年度は、市の体制が整い次第オンライン会議を開催します。
22				ダイバーシティとインクルージョンを指向した、丁寧な計画案だと感じました。この計画が実施され実を結び、さまざまなひとたちが生きやすい社会になることを願っています。フェミニストカウンセリングもその一助となるべく努めてゆきたいと思います。	誰もが生きやすい男女共同参画社会を目指すため、ご協力をよろしくお願いいたします。